発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策（概要）

（別紙2）

○昨年10月以降、多数の水力発電に関する不適切事案が判明したことを受け、河川局に再発防止策検討会議（座長：河川局次長）を設置し、早急に取り組むべき再発防止策をとりまとめ。

＜不適切事案の発生原因＞
- ・法令遵守意識が不十分。
- ・河川法の法手続及び報告データの重要性の認識が不十分。
- ・法手続・報告データに関するチェック体制が不十分。
- ・河川管理者への事前協議や確認が不足。

⇒

①電力会社に対し、以下に沿って具体的に再発防止策を構築し、その内容、実施状況、及び結果を国土交通省に報告するよう命じる。（監督処分）

②上記電力会社の再発防止策の取組を徹底させるため、国土交通省においても、河川法令遵守の指導強化や検査・監督の強化を実施。

【 再発防止策の概要】

●電力会社に取組を命じる再発防止策

1　水利使用に係る適正性の確認体制の整備

○組織横断的かつ責任の所在が明確となる体制を構築・報告（1箇月以内）
○前年度の当該確認体制の実効性を報告（平成20年度以降、毎年度）

2　河川法令の遵守意識の徹底

○研修、社内規定の整備等、河川法令遵守の徹底のための対策の実施
○平成19年度の取組の実施計画を策定・報告（1箇月以内）
○前年度の実施状況と当該年度の実施計画を報告（平成20年度以降、毎年度）

３　河川法令手続に係る事前相談の徹底

〇不適切事案の再発防止と河川管理者との意思疎通を確保するため、事前相談を徹底

〇工事計画、工事実績、工事履歴、報告データに係る測定予定表等を国交省に報告

（平成19年度以降、毎年度）

４　定期的な自己点検

次につき、外部専門家を含めた体制により自己点検の上、国交省に定期的に報告

・再発防止策が適切に実施されているか否かについての効果測定（5年毎（初回平成24年））

（上記1～3の毎年度の取組の他、包括的点検を実施。）

・自社の施設の安全性及びその安全性を確保する体制の適正性（別途の指示に従う）

●上記電力会社の取組を徹底させるための取組

電力会社の再発防止策への取組にあわせ、国土交通省においても、以下に取り組む。

・適正な水利使用等、河川法令の遵守のための指導強化
あわせて、基本的な事例集等参考となる情報の提供

・検査・監督の強化のため、いわゆる抜き打ち的に行う不定期検査の実施

・取水量等のデータ報告の厳格化（今後の報告は、河川法78条に基づくものとする）

・報告内容等の精査を通じた再発防止策のフォローアップ